

苫小牧工業高等専門学校毒物，劇物及び危険物取扱規則

規則第107号

制 定 平成26年12月9日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物，劇物及び危険物（以下「毒劇物等」という。）の管理については，独立行政法人国立高等専門学校機構毒物，劇物及び危険物取扱規則（平成24年規則第114号。以下「機構毒劇物等規則」という。）及びその他の法令によるもののほか，この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- 一 毒劇物 機構毒劇物等規則第3条第1号に規定する毒物及び劇物をいう。
- 二 危険物 機構毒劇物等規則第3条第2号に規定する危険物をいう。
- 三 管理者 機構毒劇物等規則第5条第2項に規定する校長をいう。
- 四 責任者 機構毒劇物等規則第5条第2項に規定する事務部長をいう。
- 五 取扱者 機構毒劇物等規則第8条に規定する教職員をいう。
- 六 使用者 取扱者の指導の下で毒劇物等を使用する者をいう。

(特定毒物の届出)

第3条 取扱者は，毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第3項に規定する特定毒物を取り扱う場合は，管理者へ届け出るとともに，管理者の許可がされるまでは，取り扱うことができないものとする。

(毒劇物等の届出)

第4条 取扱者は，毒劇物等を管理することとなったときは，責任者へ届け出るとともに，毒劇物については，管理する毒劇物の容器ごとに毒物等使用簿（機構毒劇物等規則別紙1。以下「使用簿」という。）の交付を受けるものとし，機構毒劇物等規則第9条に基づき，適切に保管しなければならない。

(毒劇物等の管理)

第5条 取扱者は，その管理に係る毒劇物の使用の都度，受払い，現在量及び必要事項を使用簿に記入し，管理しなければならない。また，危険物についても，毒劇物と同様の管理をしなければならない。

- 2 取扱者は，その管理にかかる毒劇物の使用を完了したときは，管理を行っていた容器とともに使用簿を責任者へ返納しなければならない。
- 3 取扱者は，その管理にかかる毒劇物の使用の予定がなくなったときは，「不用毒物・劇物報告書（機構毒劇物等規則別紙2）」をもって，責任者に報告しなければならない。
- 4 取扱者は，その管理にかかる毒劇物等が3年以上使用されていない場合は，使用の予

定がなくなったものとして取扱うものとする。ただし、職務上又は教育研究上必要である場合はこの限りではない。

(取扱者の遵守事項)

第6条 取扱者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 毒劇物等を職務上又は教育研究上以外に使用してはならない。
- 二 毒劇物等を本校外に持ち出してはならない。
- 三 適切な指導の下で使用者に毒劇物等を使用させなければならない。
- 四 日常の管理に加えて、年1回以上、その保管にかかる毒劇物等の数量を、使用簿と照合を行い、把握しなければならない。

(検査)

第7条 機構毒劇物等規則第11条第2項の管理状況の確認にあたっては、取扱者ごとに原則として複数名の検査員で行うものとする。

- 2 管理者が必要と認めるときは、臨時で、毒劇物等にかかる検査を行うことがある。
- 3 取扱者は、管理者が行う検査に協力しなければならない。

(改善指示等)

第8条 取扱者は、前条の検査の結果、改善指示等がされたときは、これに従わなければならない。

(事故等の措置)

第9条 取扱者は、その管理にかかる毒劇物等の盗難又は紛失が判明したときは、直ちに管理者へ報告しなければならない。

- 2 取扱者は、その管理に係る毒劇物等が、飛散、漏出等により事故発生のおそれのある場合は、直ちに管理者に連絡しなければならない。

(その他)

第10条 本規則に定める毒劇物等の事務上の処理は、総務課において行う。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月9日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校における毒物及び劇物の管理に関する規程（平成10年8月19日制定）は、廃止する。